

運営指導時における指摘事項について

益子町においては地域密着型サービス事業所及び、居宅介護支援事業所に対し、運営指導を実施しています。

近年における運営指導時の主な指摘事項は以下のとおりです。（サービス種類ごとの分類はしていません。）

各事業所様におかれましては、今一度、各サービス種類に適用する基準をご確認のうえ、適正な運営及びサービスの提供をお願いいたします。

○人員に関する事項について

| | |
|---|--|
| 1 | 勤務実績表と運営規定等の営業日について、整合性が取れていない（例：規定上は営業日であるが、実績は定期休暇となっている）ため、一致させること。 |
| 2 | 勤務実績表中に人員基準に満たない日があったが、出勤簿上は基準を満たしていることが確認できたため、勤務実績表を修正すること。 |
| 3 | 「従業員の員数」について、利用者数に対する職員を適正に配置すること。 |

○運営に関する事項について

| | |
|---|---|
| 1 | 「重要事項説明」時に同意を得ること。 |
| 2 | 「重要事項説明書」中の緊急時の対応について、現状の対応内容へ適宜修正すること。 |
| 3 | 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を法人内合同で実施した場合は、事業所ごとに同委員会資料を作成・保管すること。 |
| 4 | 「運営規定」について、現在の実施地域について、客観的にその区域が特定されるよう記載を改めること。 |
| 5 | 「業務継続計画」における必要な研修及び訓練について、規定回数以上実施すること。 |
| 6 | 「感染症の予防及びまん延防止のための措置」について指針を整備すること。 |
| 7 | 「感染症の予防及びまん延防止のための措置」における必要な訓練について、規定回数以上実施すること。 |
| 8 | 「掲示」について、事業所の見やすい位置に運営規定の概要を掲示すること。 |

| | |
|----|---|
| 9 | 「苦情処理」について、相談票に内容を記載し、保管すること。 |
| 10 | 「事故発生の対応」について、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録ができるよう、記録簿等を整備すること。 |
| 11 | 「虐待の防止」における虐待防止対策委員会について、規定回数以上開催し、その結果を従業員に周知すること。 |
| 12 | 「虐待の防止」について指針に基づいた研修プログラムを作成し、必要な研修を規定回数以上実施すること。 |
| 13 | 非常災害対策の訓練実施にあたり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。 |
| 14 | 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討すること。 |
| 15 | 「身体的拘束」について、要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしていることが分かるよう記録すること。 |
| 16 | 「身体的拘束」を実施した際は実施時の態様や時間、その状況について、より詳細に記録すること。 |
| 17 | 「運営推進会議」における会議録を公表（掲示）すること。 |

Message

- 運営規定や重要事項説明書は、利用者やその家族が事業所の運営について確認する書類のため、誤った内容や古い内容等で説明し、同意を求めることがないようにしてください。
- 委員会や研修・訓練等、運営指導時に今後実施予定とする事業所が散見されますので、各年において計画的に実施してください。
- 苦情や事故等の記録は必須です。記録簿はサービス事業所ごとに必ず整備してください。

○報酬に関する事項について

| | |
|---|---|
| 1 | 基本報酬について誤った区分にて算定されているため、介護給付費過誤申立書を提出し、正当な報酬区分にて再請求すること。 |
| 2 | 「総合マネジメント体制強化加算」の算定要件を再度確認し、より適合性を高めて運営すること。 |
| 3 | 「看取り介護加算」を算定する際は『医師の一般的な医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者』としての要件を満たすこと。 |
| 4 | 「医療連携体制加算」について、料金表中の算定要件については算定対象となる医療行為をすべて記載し、利用者が理解できるようにすること。 |
| 5 | 「入浴介助加算」について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。 |

Message

- 介護報酬における加算は、人員体制の整備や、質の高いサービスを提供等が可能な場合に算定されるものです。要件を満たないと判断される場合には過誤申立対象となりますので、各要件をご確認のうえ、適切な算定をお願いします。
- 新規で加算を算定する場合、介護給付費算定に係る体制に関する届及び添付書類の有無について必ずご確認のうえ、事前に届出をお願いします。